

平成15年度 瑞穂町の情報公開・個人情報保護制度の運用状況

情報公開制度とは

町が保有している情報を、町民の皆さんからの請求により公開する制度です。この制度を実施することにより、行政がより一層開かれたものとなり、町民の皆さんと町との信頼関係が強化され、公正な町政の運営が図られることを目指しています。

【情報公開請求件数と処理状況】(単位：件)

実施機関	請求 件数	決定内容			取下げ	不服申立て
		全部 公開	一部 公開	非公開 (うち文書 不存在)		
町長	55	24	11	18(18)	2	7
教育委員会	1	1	0	0	0	0
選挙管理 委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0
固定資産評価 審査委員会	0	0	0	0	0	0
議会	9	6	2	1(0)	0	1
計	65	31	13	19(18)	2	8

個人情報保護とは

実施機関では、日常の業務でたくさんの個人に関する情報を扱い、住民サービスの向上に寄与しています。しかし、その取扱いに適正を欠いた場合は、皆さんのプライバシーが侵害されることになるため、個人情報の取扱方法を定めたものです。この制度により、町では皆さんの大切な個人情報を厳重に管理し、保護につとめています。

個人情報取扱事務届出状況

個人情報取扱事務とは

個人情報を扱う事務の目的や内容について町長に届出を行い、公示することが義務づけられています（取扱事務届出）。また、届出のあった個人情報は原則として届け出た目的以外に利用したり（目的外利用）、町以外に提供（外部提供）することは禁止していますが、例外として本人の同意が得られていたり、人の生命や財産を守るため緊急かつやむを得ない場合などについては目的外利用や外部提供が認められています。

（単位：件）

実施機関	取扱事務届出 件数	目的外利用届出 件数	外部提供届出 件数
町長	294	67	89
教育委員会	38	3	5
選挙管理委員会	7	3	3
監査委員	1	0	0
農業委員会	1	0	0
固定資産評価審査委員会	1	0	0
議会	5	0	0
計	347	73	97

自己情報の開示請求とは

実施機関が保管する個人情報は、本人に限り自己情報の開示を請求することができます。

自己情報の訂正等とは

実施機関が保有する個人情報について、自己情報の記載に誤りがあるときには訂正の請求、自己情報が収集の制限を超えて収集されているときには削除の請求、自己情報が個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて利用又は提供されているときには目的外利用の中止請求をすることができます。